

令和 2 年 第 7 回 農業委員会総会

日 時 令和 2 年 7 月 27 日 (月) 午後 3 時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 国吉 真昭	代理 大本 秀子	1 番 玉城 正智	2 番 百次 成仁
3 番	4 番 下地 功祐	5 番 山城 学	6 番 杉本 雄靖
7 番 長嶺 功	8 番 久保田 政子	9 番 宮里 良淳	

農地利用最適化推進委員

1 番 大城 茂治	2 番 金城 正弘	3 番 大城 久	4 番 玉城 賢清
5 番 賀数 宏	6 番 伊敷 幸隆	7 番 玉城 信榮	8 番 大城 勇
9 番 伊礼 幸清	10 番 新垣 芳隆	11 番 玉城 秀則	12 番 玉城 薫
13 番 志茂 政安	14 番		

【欠席委員】

3 番農業委員 仲西 栄二

14 番推進委員 安谷屋 健治

【職務のために出席した職員】

大城 勝雄 金城 伊作

【議事録署名人】

8 番農業委員 久保田 政子

9 番農業委員 宮里 良淳

【議事日程】

- | | | |
|-------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 32 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 2 | 議案第 33 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 3 | 議案第 34 号 | 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について |
| 日程第 4 | 議案第 35 号 | 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について |
| 日程第 5 | 議案第 36 号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について |
| 日程第 6 | 議案第 37 号 | 非農地証明願いについて |

令和2年 第7回 総会 議事録

事務局	時間になりましたので、令和2年第7回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。それでは会長よろしく申し上げます。
会長	【開会のあいさつ】 皆さんこんにちは。それでは令和2年第7回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は8番農業委員久保田政子委員、9番農業委員宮里良淳委員です。次回調査委員が6番農業委員杉本雄靖委員、7番農業委員長嶺功委員、4番推進委員玉城賢清委員となっています。よろしく申し上げます。 【議事日程】 日程第1 議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（19件） 日程第2 議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（17件） 日程第3 議案第34号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について（3件） 日程第4 議案第35号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について（17件） 日程第5 議案第36号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について（6件） 日程第6 議案第37号 非農地証明願いについて（1件） 【議題の審議】
会長	それでは、議案第32号農地法第3条第1項の規定による許可申請について別紙のとおり申請がありますので、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	それでは2ページをお開き下さい。1番は真栄里の5筆で、3年間の賃借権設定であります。2番は伊原の1筆で、贈与による所有権の移転であります。3番は真栄里の2筆で、5年間の使用貸借権の設定であります。4番は真栄里の1筆で贈与による所有権の移転であります。5番は阿波根の1筆で5年間の賃借権の設定であります。6番は米須の6筆で売買による所有権移転であります。7番は照屋の1筆で贈与による所有権移転であります。8番は座波の1筆で売買による所有権移転であります。9番は宇江城の1筆で売買による所有権

	移転であります。10 番は大里の 1 筆で 5 年間の使用貸借権の設定であります。11 番は大里の 1 筆で売買による所有権移転であります。12 番は座波の 1 筆で売買による所有権移転であります。13 番は摩文仁の 1 筆で売買による所有権移転であります。14 番は摩文仁の 1 筆で売買による所有権移転であります。15 番は大度の 3 筆で交換による所有権移転であります。16 番は大度の 2 筆で交換による所有権移転であります。17 番は摩文仁の 1 筆で 3 年間の使用貸借権の設定であります。18 番は大度 2 筆、摩文仁 1 筆の売買による所有権移転であります。19 番は米須の 2 筆で 3 年間の使用貸借権の設定であります。以上です
会長	ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問をよろしくお願いします。
委員	5 番の賃借権について坪当たりの金額は幾らか？
事務局	(確認し) 賃借権の設定とありますが、無償と申請にありますので、使用賃借権の間違いです。
会長	只今の案件について、可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、議案 32 号は可とします。次に議案第 33 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局説明願います。
事務局	それでは、7 ページをお開き下さい。1 番から 3 番は関連します。阿波根の 2 筆で第 2 種農地、使用貸借権の設定で進入路と作業所、重機置場への転用であります。写真を見て分かりますように、違法で許可を取らずに営業をしていたようですので、始末書等を取り厳重注意し申請を受け付けております。4 番は阿波根の 1 筆で第 3 種農地で売買による所有権移転で専用通路への転用であります。5 番は福地の 1 筆で第 3 種農地で売買による所有権の移転で敷地拡張のための転用であります。6 番は賀数の 2 筆で第 3 種農地で売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。7 番は真栄里の 1 筆で第 2 種農地であります使用貸借権の設定で、一般住宅への転用であります。8 番は大里の 1 筆で第 2 種農地であり、売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。9 番は座波の 1 筆で第 2 種農地であり、売買による所有権移転で資材置場への

	転用であります。10 番から 17 番について、座波の土地で、第 3 種農地であり通行地役権の設定による進入路への転用であります。以上です。
会長	それでは、現地調査員の報告をお願いします。
委員	1 番から 3 番は関連しますので申請地は第 2 種農地で進入路等への転用は問題ないと判断しました。4 番は宅地に囲まれた第 3 種農地で専用道路への転用は問題ないものと判断しました。5 番は宅地や原野に囲まれた第 3 種農地で敷地拡張のため転用は問題ないものと判断しました。6 番は宅地に囲まれた第 3 種農地であり、一般住宅への転用は問題無いと判断しました。7 番は宅地や原野に囲まれた第 2 種農地であり一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。8 番も同じく宅地や原野に囲まれた第 2 種農地であり、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。9 番は宅地及び山林に囲まれた第 2 種農地で資材置場への転用は問題ないものと判断しました。10 番からは通行地役権の設定のための申請であり問題はないものと判断しております。以上です。
会長	只今の案件について、疑問質問等がありましたら宜しくお願いします。
委員	7 ページの 1 から 3 について、今まで違法に営業していたが農業委員会として何か策を講ずるべきではなかったのかな？事務局としてはどうか？
事務局	違反転用については、皆さんに利用状況調査をして頂き、色々出して頂いているわけですが、どこまでの判断をして良いのかが分からない。最終的には告発となるが、そこまで出来ていないのが現状です。最低限会って説明や文書にて通知等は出したいと考えております。
会長	他になれば只今の案件について可とてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、議案第 33 号については可とします。次に議案第 34 号について事務局説明願います。
事務局	それでは、46 ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について。 ——読み上げて同意を求める——

会長	只今の案件について、疑問質問等がありましたら。
委員	我々の任期が後 2 カ月だが、その期間に成立しなければどうなるのか？
事務局	後任へ引き継ぎます。以前も同様に行ったと思います。
会長	他になれば、只今の案件について同意としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、議案第 34 号は同意とします。次に議案第 35 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について、説明を事務局お願いします。
事務局	それでは、52 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化法利用権設定について 2-34～2-50 まで読み上げて説明。
会長	只今の案件について、疑問、質問等がありましたらお願いします。 質問等がなければ、只今の案件について可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、議案第 35 号は可とします。次に議案第 36 号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に係る意見について、事務局説明をお願いします。
事務局	関係者いるので、2-23 から審議し、異議なしとなる。 2-19～2-24 を読上げ、各々 5 年間の賃借権設定であります。以上です。
会長	只今の案件について、疑問、質問等があればよろしくお願いします。 質問がなければ、只今の案件について可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、議案第 36 号については可とします。次に議案第 37 号非農地証明について、事務局説明をお願いします。

事務局	非農地証明について、申請があります。大里の1筆で登記簿上今は畑で、現況は不耕作地であります。非農地となった時期理由ですが、申請地は土下30Cmからは岩盤である。そのため、キビ、ラッキョウ、ストレッチアなど、作物を変えながら栽培してきたが、いずれも発育が悪く、収入確保が困難なため、現在不耕作となっている。また、土地が傾斜しているため、大雨のたびに土が流れ出て、周辺住民に迷惑をかけている状況である。それを証明するために、測量図、JAからの意見書、根拠となる写真が添付されておりました。周辺にも農地はなく、この一ヶ所だけが農地であります。本日、現場調査員も見えていますので。
会長	現場調査員、お願いします。
調査員	現場を見てきましたが、土は30Cmmもないのではないかと、現場はかなり傾斜があり、地権者は大雨のたびに土が流失し大変ご苦労したのではないかなと思います。調査員としては、農業として利用するのは不可能に近いと判断しております。以上です。
会長	只今の案件について、疑問、質問があればお願いします。
委員	非農用地証明でなく、宅地専用とか他に出来るのではないかと？
事務局	南側が土地改良のため隣接扱いで、なおかつ集落と離れている。周りに住宅はあるが2.3件で、要件を満たすには10件以上なければならない。周りの住宅は原野か山林のため住宅が出来たのでは。
会長	他になければ只今の案件について可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、議案37号は可とします。 以上で本日の総会を終了いたします。
	議事録署名人 8 番農業委員 久保田 文子 9 番農業委員 宮里 良孝